

## 教育委員会定例会日程

平成28年12月20日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1号

議案第29号

学校教育法施行細則の一部改正について

(教育指導課)

5 報告事項

(1) 第18回城下町おだわらツーデーマーチ開催結果について

(資料1 スポーツ課)

6 その他

7 閉 会

議案第 29 号

学校教育法施行細則の一部改正について

学校教育法施行細則の一部改正について、議決を求める。

平成 28 年 12 月 20 日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

## 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

### [改正理由]

新たに生じた地番に通学区域を設定するため改正する。

### [内 容]

下中小学校の通学区域に新たに生じた地番を追加することとする。（別表関係）

### [適 用]

平成29年4月1日

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	
<b>別表</b> （第5条関係）	
(略)	
1 小学校通学区域	
学校名	通学区域
(略)	
前羽小学校	国府津四丁目1番1号 国府津五丁目7番、8番（1号を除く。）、9番～14番 前川246番地～1, 579番地 羽根尾（425番地～ <u>428番地</u> 、430番地の1～3、553番地～589番地を除く。） 中村原114番地の1、142番地
下中小学校	羽根尾425番地～ <u>428番地</u> 、430番地の1～3、553番地～589番地 中村原（114番地の1、142番地を除く。） 上町 小船 山西 沼代 小竹 川匂 東ヶ丘
(略)	
2 (略)	

改 正 前	
<b>別表</b> （第5条関係）	
(略)	
1 小学校通学区域	
学校名	通学区域
(略)	
前羽小学校	国府津四丁目1番1号 国府津五丁目7番、8番（1号を除く。）、9番～14番 前川246番地～1, 579番地 羽根尾（425番地～ <u>427番地</u> 、430番地の1～3、553番地～589番地を除く。） 中村原114番地の1、142番地
下中小学校	羽根尾425番地～ <u>427番地</u> 、430番地の1～3、553番地～589番地 中村原（114番地の1、142番地を除く。） 上町 小船 山西 沼代 小竹 川匂 東ヶ丘

(略)

2 (略)

### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 第 18 回城下町おだわらツデーマーチ開催結果について

- 1 開催日 平成 28 年 11 月 18 日 (金) ・ 19 日 (土) ・ 20 日 (日)
- 2 主会場 小田原城址公園銅門広場 (スタート・フィニッシュ)  
箱根苑地 (スタート) 真鶴町立真鶴中学校 (スタート)
- 3 コース 11 月 18 日 (金) せっかくコース～白秋童謡コース～ 10km  
11 月 19 日 (土) 国府津・曾我山コース 30km 富士見散策コース 20km  
まちなかコース 10km ファミリーコース(歩婚含む) 6km  
箱根コース 20km  
11 月 20 日 (日) 西部丘陵コース 30km 早川・片浦コース 20km  
小田原城総構コース 10km 文学・遺跡コース(歩婚含む) 6km  
真鶴・湯河原コース 20km 歩育「キッズお城探検ウォーク」

## 4 参加者数 (延べ人数)

※ ( ) 内は前回実績

コース	11 月 18 日(金)	11 月 19 日(土)	11 月 20 日(日)	合計
せっかくコース	40 人			40 人 ( 47 人)
小田原コース		3,422 人	3,808 人	7,230 人 (7,101 人)
箱根コース		581 人		581 人 ( 704 人)
真鶴・湯河原コース			531 人	531 人 ( 618 人)
歩 婚		57 人	37 人	94 人 ( 89 人)
歩 育			179 人	179 人 ( 230 人)
合計	40 人 (47 人)	4,060 人 (4,550 人)	4,555 人 (4,192 人)	8,655 人 (8,789 人)

## 5 参加申込者数 (登録者数)

申込時期別	事前申込		5,183 人 ( 4,853 人 )					
	当日申込	11 月 19 日	98 人 ( 741 人 )					
		11 月 20 日	684 人 ( 690 人 )					
	合計		5,965 人 ( 6,284 人 )					
男女別	男性		3,195 人 ( 3,248 人 )					
	女性		2,770 人 ( 3,036 人 )					
	合計		5,965 人 ( 6,284 人 )					
一般・中学生以下別	一般		5,272 人 ( 5,446 人 )					
	中学生以下		693 人 ( 838 人 )					
	合計		5,965 人 ( 6,284 人 )					
住所地別	小田原市内		2,080 人 ( 2,388 人 )					
	小田原市外	県 内	2,680 人 ( 2,657 人 )					
		県 外	1,205 人 ( 1,239 人 )					
	合計		5,965 人 ( 6,284 人 )					
都道府県別	北海道	54 人	青森県	4 人	岩手県	3 人	宮城県	3 人
	秋田県	5 人	山形県	2 人	福島県	7 人	茨城県	45 人
	栃木県	16 人	群馬県	19 人	埼玉県	186 人	千葉県	136 人
	東京都	433 人	神奈川県	4,760 人	新潟県	6 人	富山県	3 人
	石川県	9 人	福井県	4 人	山梨県	8 人	長野県	14 人
	岐阜県	5 人	静岡県	103 人	愛知県	18 人	三重県	2 人
	滋賀県	6 人	京都府	9 人	大阪府	26 人	兵庫県	29 人
	奈良県	1 人	和歌山県	1 人	鳥取県	0 人	島根県	0 人
	岡山県	6 人	広島県	7 人	山口県	3 人	徳島県	0 人
	香川県	1 人	愛媛県	2 人	高知県	0 人	福岡県	18 人
	佐賀県	4 人	長崎県	0 人	熊本県	4 人	大分県	2 人
	宮崎県	0 人	鹿児島県	1 人	沖縄県	0 人	海外	0 人
	合計		5,965 人 ( 6,284 人 )					

## 市民ホール（旧芸術文化創造センター）の整備方針について

今後、厳しい財政運営が見込まれることや、老朽化が著しく早期の建て替えが求められている市民会館の現状を踏まえ、新しい施設は「シンプルで使いやすいホールを造る」という原点に立ち、市総合計画・後期基本計画に位置付けて整備を進める。

市民ホール基本計画に位置付けた諸機能は、その一部をまちなかに配置することで、市民の多様な芸術文化活動をまち全体へと広げ、希望と活力にあふれた小田原をつくる。

### 1 新しい施設の呼称

計画地に整備する新しい施設は、現市民会館の機能を核に組み立てることとし、当面の呼称を「市民ホール」とする。

### 2 建設費（設計費を含む）

#### 63億円程度

このうち23億円程度は、新たに創設する基金、ふるさと文化基金及び国からの交付金を充てる。

### 3 整備内容

#### 大ホール（客席数1,000席以上）、小ホール（段床式可動席）、諸室

展示系及び創造系・支援系機能については、計画地に建設費内で可能な諸室を整備するとともに、一部機能については民間再開発事業の中で規模や配置等、整備の可能性を検討・調整する。

### 4 整備手法

#### 事業提案（設計・施工一括発注方式）

### 5 建設用地の考え方

お堀端通り（市道0003）沿いに可能な限り空地を確保する。そのため、小田原法務合同庁舎敷地の一部と市民ホール建設予定地の一部の交換について協議している。

なお、この空地については、良好な景観を保ちつつ、今後、現市民会館用地も含めた将来の三の丸地区全体の整備を視野に入れながら、小田原城と一体となった新たな観光交流空間としての活用方策を検討する。

## **6 今後の取り組み**

### **(1) 実施設計に至るこれまでの作業の成果の反映**

実施設計に至るこれまでの成果（基本設計の際の市民ワーキングや平面プランのパブリックコメント、実施設計の際の意見交換会や市民説明会で出された意見など）については、要求水準書の作成過程において、専門家の協力を得ながら可能な限り反映させる。

### **(2) 要求水準書の作成**

要求水準書は、良質なホールを整備することを大前提にしたものとする。

また、実施設計におけるコストコントロールの反省から、要求水準書の作成から事業者の選定、建設工事に至るまで、専門家の協力を得るとともに、コストマネジメントの観点から専門業者に支援を委託する。

### **(3) 事業者の選定**

国土交通省に採択された多様な入札契約方式モデル事業を活用し、事業提案（設計・施工一括発注方式）による具体的な事業者選定方法を年度内に確定する。